

◆台風19号の災害で被災した国民健康保険の被保険者が医療機関等で受診した場合における窓口一部負担金等の取り扱いについて（令和元年10月24日9：00現在）

災害救助法の適用により、台風19号の災害で被災した石川町国民健康保険の被保険者が、次の対象要件のいずれかに該当する場合、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、窓口での一部負担金等のお支払いが不要となります。

ただし、後日、対象要件に該当しないことが判明した場合は、町が当該一部負担金等を徴収する場合があります。

1 対象要件

- (1) 災害で被保険者の住家が全壊、半壊、床上浸水の被災をした場合
- (2) 災害で主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
- (3) 災害で主たる生計維持者の行方が不明である場合
- (4) 災害で主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合
- (5) 災害で主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合

2 対象となる窓口一部負担金等

- (1) 保険医療機関の診療費に係る窓口での一部負担金
- (2) 保険薬局の調剤費に係る窓口での一部負担金
- (3) 指定訪問看護事業所の訪問看護療養費に係る利用料

※なお、入院時食事療養費、柔道整復師の施術費、あん摩・マッサージ・指圧師の施術費、はり師・きゅう師の施術費、その他保険診療外の費用などに係る患者負担額等については、対象となりません。

3 取り扱いの期間

災害のあった日から令和2年1月末まで

4 その他

対象要件に該当し、既に医療機関等の窓口で一部負担金等をお支払いしている場合、当該一部負担金等が還付されることもありますので、領収書は保管しておいてください。

詳しくは、今後お知らせします。